

DISCLOSURE 2025

ディスクロージャー誌2025

高知銀行の現況



写真：土佐市出間のひまわり畑

ごあいさつ

皆さまには、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は私ども高知銀行をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

当行では2025年6月に、海治勝彦が会長に、河合祐子が頭取に就任いたしました。

新体制におきましても、私どもが目指す姿は変わらず、地域の皆さまと共に歩み、ともに幸せを築くことを使命と考えております。地域経済の持続的な発展を実現するために、外部から新たな知見や優れた取り組みを取り入れ、地域が誇る素晴らしい資源を広く発信することで、新たな価値を創出してまいります。

目指す姿を実現するためには、私どもも常に学び、進化し続ける必要があります。人と人、知識と知識が境目なく交流することで、地域はさらに発展していくとの考えのもと、当行の中期経営計画では、「人」を起点とし、地域の事業者さまならびに高知銀行の「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目標として掲げました。「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」として、私どもが人や知識が交流する基盤となり、新たな挑戦を重ねていく礎となるよう、役職員一同取り組んでおります。

これからも、長年にわたって築いてきた地域の皆さまとの絆をさらに深め、皆さまのもっとも身近な銀行となれるよう活動してまいりますので、変わらぬご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月



CONTENTS

中期経営計画	3
財務ハイライト	6
非財務ハイライト	8
サステナビリティへの取り組み	9
トピックス	12
中小企業の経営支援に関する取り組み	13
コーポレート・ガバナンスの状況	23
法令等遵守（コンプライアンス）体制	27
リスク管理の状況	28
業務のご案内	34
ネットワーク	36
店舗一覧	37
沿革	38
高知銀行グループ	39

PROFILE

(2025年3月31日現在)

名 称	株式会社 高知銀行 THE BANK OF KOCHI, LTD.	
本 店 所 在 地	高知市堺町2番24号	
創 立	1930年（昭和5年）1月	
預 金 等	1兆326億円	
貸 出 金	7,489億円	
資 本 金	154億44百万円	
自 己 資 本 比 率	8.82%（国内基準）	
職 員 数	704名	
店 舗 数	本支店	72店舗
	（インターネット専用支店	1店舗）
	（ブランチ・イン・ブランチ方式 による店舗統合後の営業拠点	57店舗）

<https://www.kochi-bank.co.jp/>
E-mail: kouhou@kochi-bank.co.jp

経営理念

熱意

高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調和

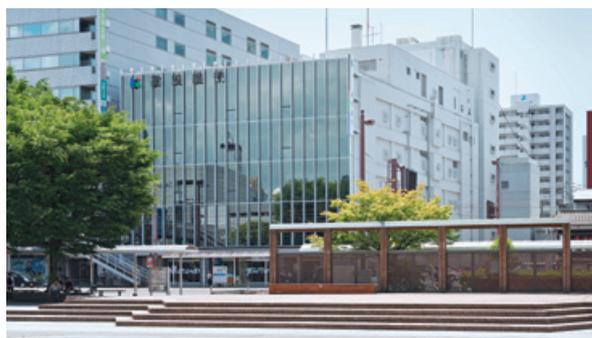
高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。



高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを受け止める
高知銀行を左の青で表しています。



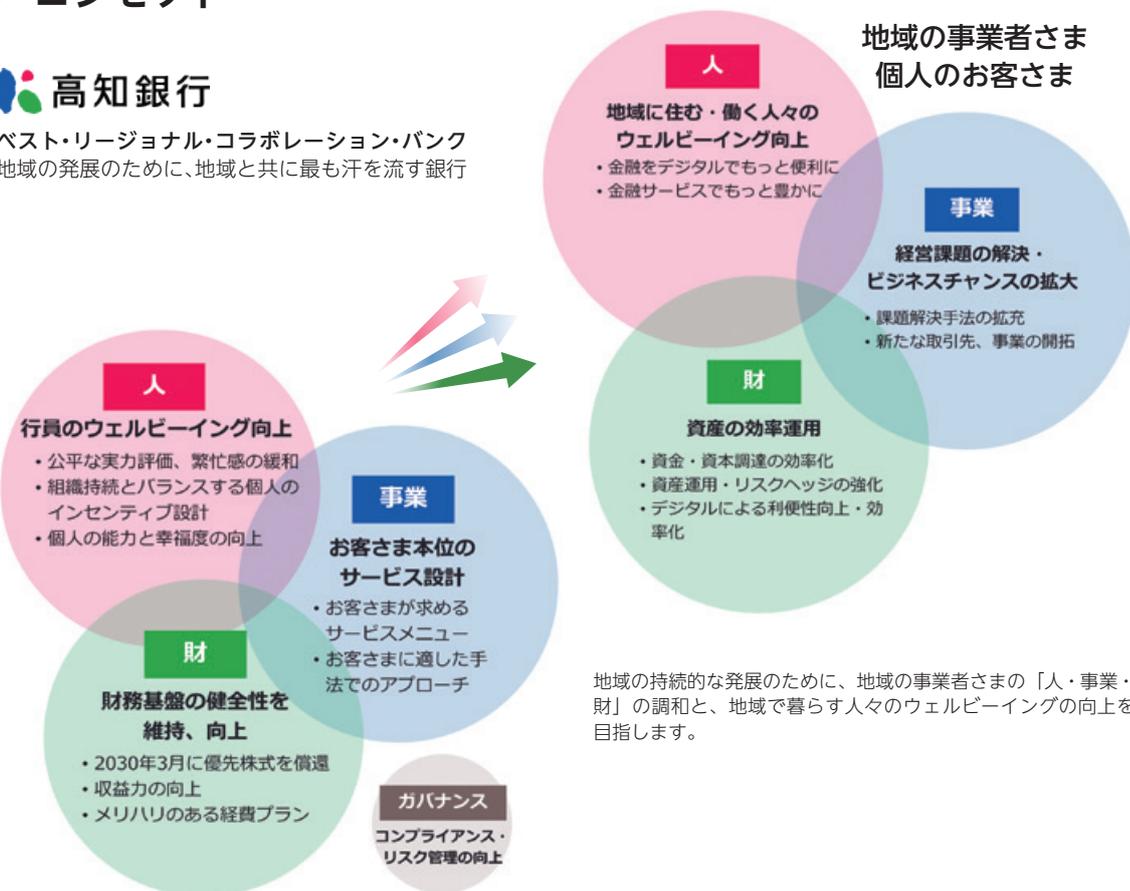
わくわくする「みらい」へ ～地域と共に～ 地域とこうぎんの「みらい」 第Ⅰ期：展望の共有

当行は、2024年度から2029年度を計画期間とした中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」』につきまして、当初の3年間で第Ⅰ期「展望の共有」、次の3年間で第Ⅱ期「共に実現」の計画フェーズとして、ステークホルダーからの期待に応えるべく、経営スタイルの変革をより一層進めてまいります。

コンセプト

高知銀行

ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク
地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行



こうぎんが目指す「みらい」



地域のわくわくが集まる 新世代ターミナル



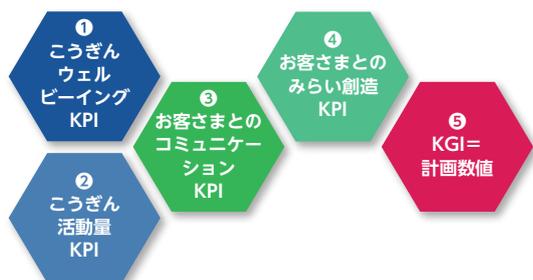
計画数値 (KGI)

	前計画	計画 (第I期)				計画 (第II期)
	2023年度実績	2024年度計画	2024年度実績	2025年度計画	2026年度計画	2029年度計画
総預金平均残高 (億円)	10,272	10,600	10,313	10,900	11,100	11,300
貸出金平均残高 (億円)	7,328	7,500	7,336	7,600	7,650	7,800
有価証券平均残高 (億円)	2,968	3,100	3,115	3,300	3,500	3,500
コア業務純益 (投信解約損益を除く) (百万円)	1,631	1,810	2,088	2,500	3,800	5,000
当期純利益 (百万円)	1,140	720	790	1,190	2,090	2,900
顧客向けサービス業務利益* (百万円)	▲ 1,068	▲ 1,080	▲ 1,074	▲ 760	10	800
OHR (コア業務粗利益ベース) (%)	83.8	86.4	84.3	82.8	75.9	69.5
自己資本比率 (%)	8.3	8.7	8.8	8.6	8.7	8.0
ROE (当期純利益/株主資本) (%)	2.1	1.3	1.4	2.1	3.7	5.0

* 顧客向けサービス業務利益＝貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費

2024年度におけるKGIは、貯蓄から投資へ向かう流れの進展により総預金平均残高は計画を下回り、業種や地域による資金需要動向の違いなどから貸出金平均残高も計画を下回りました。一方、積極的な事業者への経営改善支援やソリューション活動の展開などにより実質与信費用が減少して役務取引等利益が増加したことなどから、収益関係の実績は計画を上回りました。
地域の皆さまに向けたソリューションの提供をより一層充実させるとともに、業績の向上と地域の発展に貢献してまいります。

地域と共にわくわくする「みらい」を創るKPI



- ① 行員のウェルビーイング向上と、
- ② 行内の事務効率化によって、
- ③ 地域のお客さまとのコミュニケーションが増大し、
- ④ お客さまに当行の価値を認めていただくことで、
- ⑤ 当行の財務指標が向上します。

カテゴリ	KPI項目 2024年度実績の算出方法	前計画	計画 (第I期)			
		2023年度実績	2024年度計画	2024年度実績	2025年度計画	2026年度計画
こうぎんウェルビーイング KPI	職場ワークライフバランス満足度 2024年度における(満足している行員数) ÷ (全行員数)	67%	70%	78%	72%	75%
	有給休暇取得率 2024年度における(有給休暇取得日数) ÷ (有給休暇付与日数)	60%	67%	76%	73%	80%
	行員向け研修・セミナー受講者数 (2024年度の受講者数) ÷ (2023年度の受講者数)	—	110%	113%	120%	130%
こうぎん活動量 KPI	ミドルオフィスセンターでの預金関連事務時間比率 センター処理対象の預金関連事務について、(センター内処理時間) ÷ (総処理時間)	—	0%	10%	11%	40%
	紙帳票削減率 (2024年度に削減した紙帳票年間使用枚数) ÷ (2023年度の紙帳票使用枚数)	—	▲23%	▲27%	▲47%	▲70%
	渉外 総活動時間 (2024年度の総活動時間) ÷ (2023年度の総活動時間)	—	157%	117%	213%	270%
お客さまとのコミュニケーション KPI	渉外総活動時間に占める主要業務* 取組時間率 2024年度における(主要業務取組時間) ÷ (渉外総活動時間)	60%	68%	63%	77%	85%
	法人セミナー参加事業者数(法人IB等含む) (2024年度の法人セミナー参加事業者数) ÷ (2023年度の法人セミナー参加事業者数)	—	114%	206%	128%	140%
	個人セミナー参加者数(職域・アプリ含む) (2024年度の個人セミナー参加者数) ÷ (2023年度の個人セミナー参加者数)	—	114%	105%	128%	140%
	営業店によるライフプランニング訪問件数 (実数)	—	800件	989件	1,600件	2,400件
お客さまとのみらい創造 KPI	経営相談受付件数 (2024年度の経営相談受付件数) ÷ (2023年度の経営相談受付件数)	—	134%	147%	168%	200%
	ソリューション成約率 2024年度における(ソリューション成約件数) ÷ (経営相談受付件数)	26%	27%	28%	29%	30%
	アプリDL先数 (2024年度のアプリDL件数) ÷ (2023年度までのアプリDL件数)	—	+107%	+91%	+213%	+320%
	でんさい契約先数 (2024年度のでんさい契約先数) ÷ (2023年度までのでんさい契約先数)	—	+153%	+26%	+307%	+460%

* 主要業務・・・事業性融資、法人ソリューション、資産運用、消費者ローン

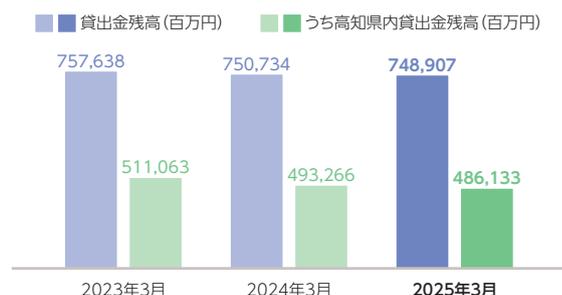
2024年度におけるKPIは、渉外活動に充てる時間は計画を下回ったものの、業務効率化を推進し、預金関連事務のセンター処理や紙媒体削減を前倒しで進めました。2026年度末の手形・小切手全面電子化を見据えた提案活動を進める中で、でんさい契約先数は計画を下回りましたが、法人インターネットバンキング(法人IB)を含む各種法人セミナーへの参加者は計画を大きく上回り、経営相談受付件数やソリューション成約率も順調に推移しております。今後も、お客さまとのみらい創造に向けて、サービス品質やコミュニケーションの向上に努めてまいります。

財務ハイライト

地域に密着した営業活動を展開してまいりました結果、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

貸出金

貸出金残高は、「運輸業、郵便業」「金融業、保険業」等が増加しましたが、「各種サービス業」「地方公共団体」「電気・ガス・熱供給・水道業」等が減少したことから、前期末比18億円減少して7,489億円となりました。



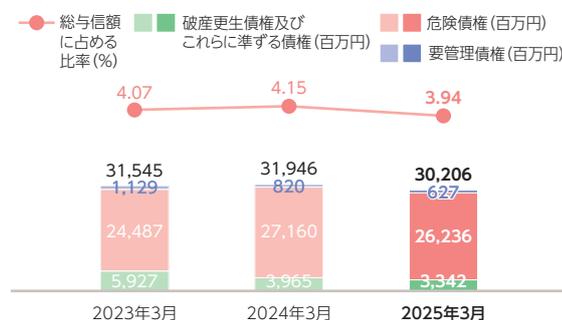
預金等 (譲渡性預金含む)

預金等残高は、「法人預金」「個人預金」が減少しましたが、「公金預金」が増加したことから、前期末比31億円増加して1兆326億円となりました。



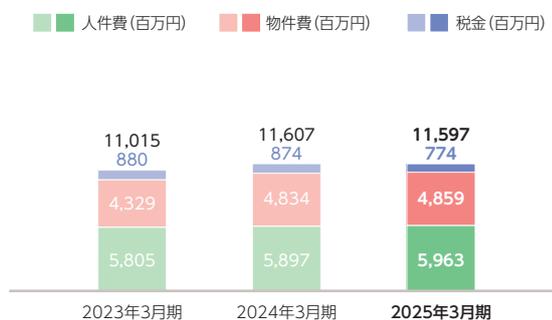
金融再生法開示債権及びリスク管理債権

金融再生法開示債権及びリスク管理債権の合計は、前期末比17億40百万円減少して302億6百万円となり、総与信額に占める比率は前期末比0.21ポイント低下して3.94%となりました。



経費

ベースアップ等による人件費の増加等がありましたが、経費全体では前期末比10百万円減少して115億97百万円となりました。



コア業務純益・経常利益・当期純利益

地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質改善強化に努めた結果、コア業務純益は21億48百万円、経常利益は10億59百万円、当期純利益は7億90百万円となりました。



自己資本比率

経営の健全性の重要な指標とされる自己資本比率は、前期末比0.51ポイント上昇して8.82%となりました。

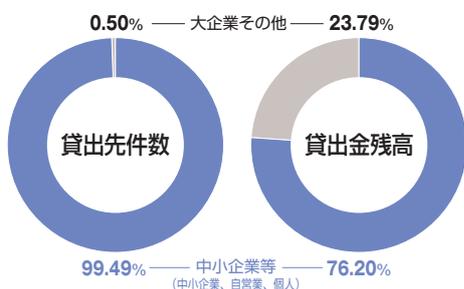


●コア業務純益

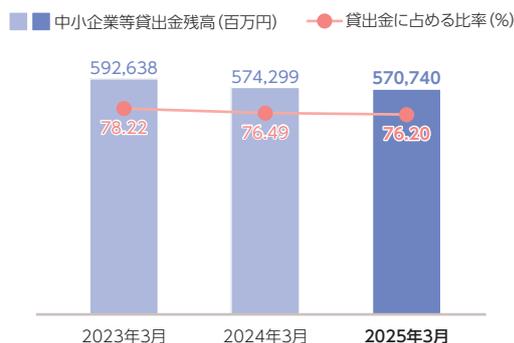
コア業務純益とは、資金の運用収支、手数料等の収支、外国為替や債券等の売買の損益等の利益から債券に係る損益と経費を差し引いて算出される利益で「銀行の本業での業績を表す指標」といわれております。

中小企業等に対する貸出金

中小企業等に対する貸出金の比率
(2025年3月末)

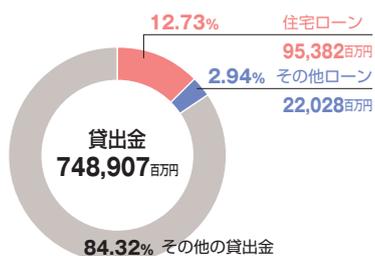


中小企業等に対する貸出金残高の推移

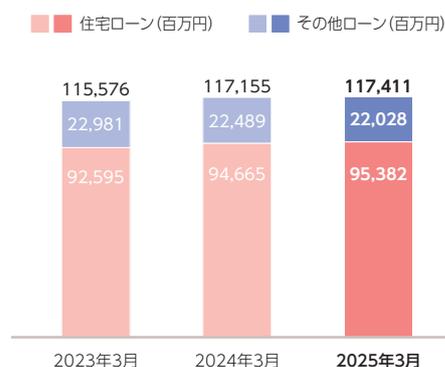


個人ローン

個人ローン(住宅ローン・その他ローン)残高の比率
(2025年3月末)



個人ローン残高の推移



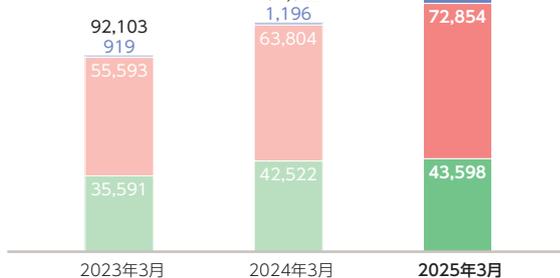
個人預金の推移

個人預金残高 (百万円) / 個人預金比率 (%)



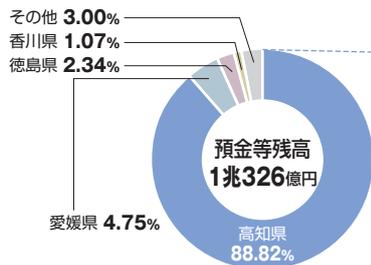
預り資産の推移

投資信託 (百万円) / 生保窓販 (販売累計額) (百万円) / 国債 (百万円)

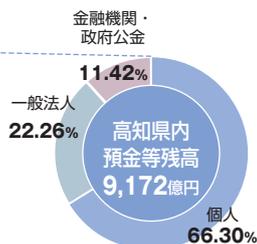


非財務ハイライト

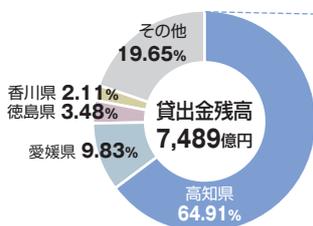
地域別預金等残高 (2025年3月末)



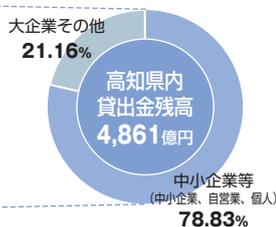
うち高知県内預金等残高



地域別貸出金残高 (2025年3月末)

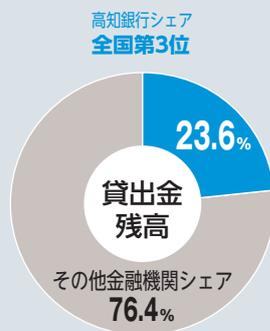


うち高知県内貸出金残高



地元における「預貯金・貸出金」シェア (2024年3月末)

「第二地方銀行の地元でのシェア」におきまして、高知銀行はおかげさまで地域の皆さまから高いご支持をいただいております。



- 高知県内の計数を対象としています。その他金融機関には、「大手銀行など、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行」を含みます。
- 「月刊金融ジャーナル増刊号金融マップ2025年版」調べ

サステナビリティへの取り組み

株式会社高知銀行グループは、「地域の皆さまとともに歩み、地域とともに発展する銀行」を目指して「熟慮」「調和」「誠実」を経営理念として掲げており、この経営理念に基づき策定した以下の基本方針に則り地域の持続的な発展に貢献する取り組みを行ってまいります。

サステナビリティ基本方針

株式会社高知銀行グループは、経営理念に基づく長期的な視点による「地域のために地域と協働する活動」を通じて、地域社会や地域の産業の持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値の向上を目指します。

1. お客さまや地域の課題解決、産業の活性化に貢献するためコンサルティング機能を発揮します。
2. 環境問題への対応や防災に向けた取り組みをサポートし、地域が享受する自然の恵みを守ります。
3. 人権を尊重し、多様なステークホルダーと協働することを通じて社会的な課題の解決に貢献します。

こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2025年5月現在)



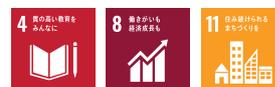
地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



イノベーション推進室を設置し、地域の事業者さまの商流をめぐる課題解決に貢献
 ※DX、脱炭素、土佐酒、事業承継・企業再生の4領域にフォーカス
 特定のテーマや業種ごとに専門担当者を配置し、適切なソリューションを提供
 地域商社による販路拡大やブランディング活動支援、土佐酒の振興をサポート
 ビジネスアドバイザーによる本業支援
 「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援
 一部の店舗でロビーの一角を良心市のスペースとして無償提供



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



資産運用センターを設置し、お客さまの資産形成をサポート
 学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話を促進
 地域交流活性化イベントの実施(南支店、こどもサッカー教室など)
 高知県と地域見守り活動に関する協定を締結
 移動金融車を活用した金融サービス網の維持
 「こうぎんSDGs応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈
 「ソーシャルボンド」への投資
 ビジネスカジュアルを正式導入
 女性が活躍する社会づくりをサポートするイベント「5G・IoTデザインガールin高知」を開催



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



賛同を表明している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報開示
 「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置
 「こうぎん・グリーン・ファンド」の推進
 EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用、ペーパーレス化推進による脱炭素化
 生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング
 環境配慮型商品・サービスを拡充
 地域清掃活動(お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等)を実施
 環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力
 「ポジティブインパクト・ファイナンス」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等の活用



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



地域と共にわくわくする「みらい」を創る中期経営計画を策定
 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を実践(えるぼし認定等)
 働きがいのある職場づくり(健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等)
 多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保
 取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置
 一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開
 経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投融资ポリシーの遵守
 第三者割当による第2種優先株式の発行
 パートナーシップ構築宣言を公表

地域の子どもたちを対象としたさまざまな取り組み



こどもサッカー教室



こうぎんサマースクール



とさっ子タウン

親子de学ぶ 防災&お金セミナー

当行と防災教育に関する連携協定を締結している地元企業2社との共催により、小中学生の親子を対象とした「親子de学ぶ 防災&お金セミナー」を開催し、15組の親子ら総勢47名の方にご参加いただき、防災に関する取り組みなどについて理解を深めていただきました。



SUGIZO×TEENS トーク&ライブ (メセナ事業)

若者の未来につながる機会を提供する取り組みのひとつとして、高知県内の中学生および高校生を対象に、プロミュージシャンのSUGIZO氏をゲストに招いて音楽に関するトーク&ライブイベントを開催し、中高生118名と保護者や学校関係者など総勢149名の方にご参加いただきました。



「よさこい祭り」に参加



地域振興および社会貢献活動の一環として、地元高知のビッグイベント「よさこい祭り」に例年参加しております。



高知ユナイテッドSCのJ3昇格をサポート

当行は、高知ユナイテッドSCのメインパートナーを務めており、J3昇格に向けて2024年9月に行われたJFL第18節ホーム戦において、当行冠試合「こうぎんビビッドマッチ」を開催し、試合を盛り上げました。当日の観客動員数は過去最多となる11,085名が詰めかけ、大声援が送られました。

高知ユナイテッドSCは、同年12月のJ3・JFL入れ替え戦第2戦を制してJ3に昇格し、高知県サッカー界の新時代を迎えましたが、当行はこうした機運を盛り上げるため、キャンペーン定期預金の発売等を通じてサポートしております。



働きがいのある職場づくりへの取り組み

高知県内企業で初めて「プラチナくるみん」の認定を取得

当行は、2007年に、高知労働局より「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」の認定を受け、高知県内企業として初の「くるみん認定」を受けて以来4期連続して同認定を受け、2017年にはより高い水準の取り組みを行った企業として「プラチナくるみん」の認定を受けております。



これまでの取り組み		認定時期
第1期目	育児関連の充実や有給休暇の取得促進	2007年8月 (高知県第1号認定)
第2期目	ワークライフバランスへの取り組み	2010年11月
第3期目	「こども金融・科学教室」や「こどもサッカー教室」「インターンシップ」の開催等、地域貢献活動への取り組み	2012年10月 (3期連続認定は四国初)
第4期目	育児関連制度の充実や育児休業等取得に向けた取り組み	2015年3月 (4期連続認定は中四国初)
第5期目	「キャリアリターン制度」の導入や「e-ラーニングシステム」による職場を離れた育児休業者に対して円滑な職場復帰を支援する取り組み	2017年6月 (「プラチナくるみん」認定は高知県初)



高知県内企業で初めて「えるぼし」の認定を取得

当行は、2017年に、高知労働局より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を受け、認定マーク「えるぼし」を取得いたしました。なお、同認定5項目のすべてを満たしていたことから、「えるぼし」の最高位での認定となっております。



健康経営を推進

当行は、職員およびその家族の健康が、地域社会の発展と当行の成長に欠かせないことから「健康経営宣言」を制定し、様々な取り組みを推進しております。

健康経営宣言

高知銀行のシンボルマーク「ビビッドK」は、経営理念である「熱意、調和、誠実」をもって、地域社会に貢献していく私どもの決意を表しています。

この経営理念のもと、職員が心身ともに健康でその能力を最大限に発揮していきいきと働けるように、高知銀行は健康保険組合と一体となって、職員とその家族の健康の維持、増進に取り組めます。

また、健康経営により当行の持続的な成長を実現し、良質な金融サービスの提供を通じて、健康で活気に溢れた地域づくりにも貢献してまいります。



健康経営優良法人2025

当行は、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、2025年3月に「健康経営優良法人2025(大規模法人部門)」に認定されました。同認定は7期連続となります。



スポーツエールカンパニー

当行は、従業員の健康増進のためにスポーツの実施や健康管理に向け積極的な取り組みを行っている企業として、スポーツ庁より「スポーツエールカンパニー2025」に認定されました。

また、当行の認定は6期連続となり、通算して5回以上認定を受けた企業として「Bronze(ブロンズ)」に認定されております。



トピックス

メルカリと業務提携契約を締結



当行は、フリーマーケットアプリ「メルカリ」の企画・開発・運用を行う株式会社メルカリと包括業務提携契約を締結いたしました。

同社が展開している利便性の高いデジタル関連サービスの活用を通じて、顧客サービスの拡大・拡充を図り、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

2025年1月には、地域エリアにおけるデジタル社会の発展を目指す取り組みの一環として、「学生向け『仕事に役立つデジタル』セミナー」をオンライン配信とリアル会場によるハイブリッド形式で開催し、約40名の大学生や専門学校生にご参加いただきました。



経営力強化セミナーを開催

当行は、高知県内企業の皆さまを対象に、人材確保と経営力の強化を図ることで、企業の成長と魅力の向上を目指すことを目的とした「経営力強化セミナー」を、税理士法人刈谷&パートナーズと共同で下記のテーマにて開催いたしました。

- ・高知県の人口対策と経営力強化支援について(高知県商工労働部)
- ・高知県企業の成長支援について(日本政策金融公庫/高知銀行)
- ・証券取引市場および制度について(東京証券取引所)
- ・上場市場について(フィリップ証券/監査法人コスモス)
- ・経営力強化について(税理士法人刈谷&パートナーズ/フクヤ建設株式会社)



こうぎんアプリに新機能を追加

お客さまの利便性向上を図るため、こうぎんアプリに下記の新機能を追加いたしました。

- ・当行本支店のほか、国内金融機関にお振込みいただけます。
- ・1日10万円までの個人間送金をご利用いただけます(ことら送金)。
- ・税金や公共料金等の払込票のバーコードや、納付書のQRコードを読み取り、アプリからお支払いいただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



各種情報発信を拡充

SNS公式アカウントを開設し、地域のイベント・観光・特産品・サービスなどの情報や当行のイベント情報など、お客さまのお役に立つ情報やお楽しみいただけるコンテンツなどを随時発信しております。

YouTube



詳しくはこちら

X(旧Twitter)



詳しくはこちら

Instagram



詳しくはこちら

中小企業の経営支援に関する取組方針



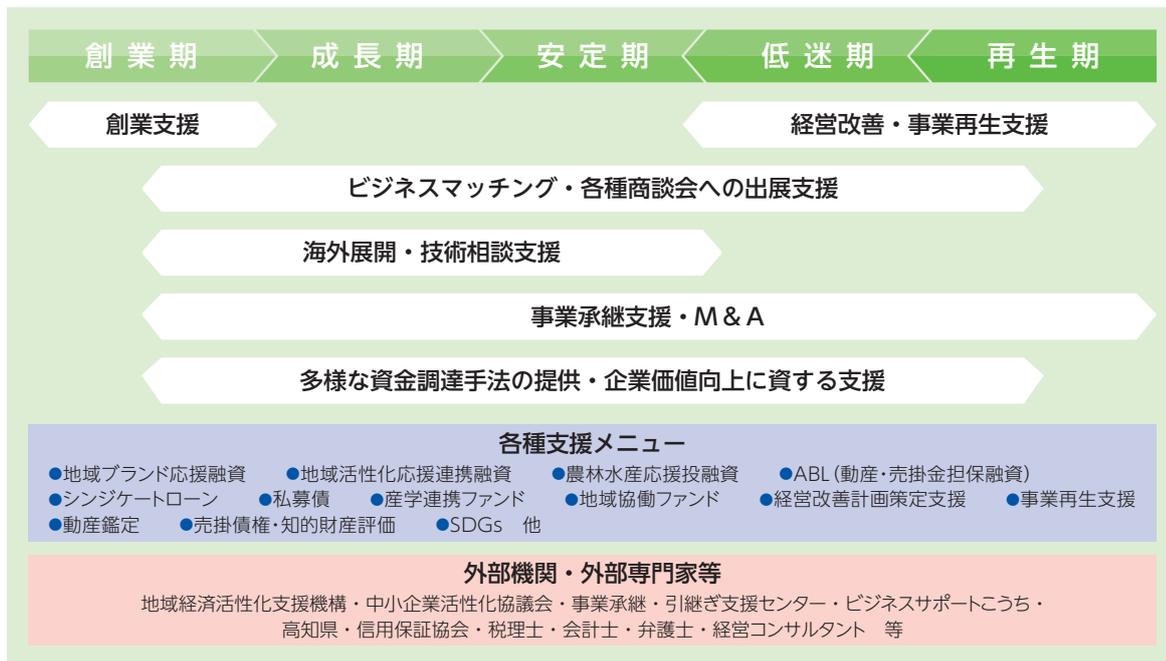
当行は、地域の雇用を支え多様な技術等の担い手として地域にとって重要な存在である中小・零細企業等の健全な発展に向け、深度ある対話を重ねて将来の展望を共有し、当行の金融を含むあらゆるソリューションを提供してきめ細かな本業サポートに努めることを重点方針とし、地域の金融インフラとして「持続的な地域貢献」を果たしてまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



行内体制

みらいサポート部が主体となって、コンサルティング機能を発揮した地域との連携の更なる強化を図っており、営業店や外部機関・外部専門家等と緊密に連携し、お取引先の経営改善支援活動を行っております。



中小企業の経営支援に関する取組

経営改善支援活動

営業店は、経営改善支援取組先への定期的な面談を行っているほか、お取引先の実態把握や経営改善に向けた進捗状況をモニタリングしております。また、みらいサポート部は、「軒先顧客管理システム」を活用して営業店のモニタリングや指導を行うとともに、お取引先への帯同訪問を実施するなど、本部と営業店が一体となってお取引先の経営改善を支援しております。

お取引先との十分なリレーションを築きながら、様々な情報の提供や、サステナブル分野^{*1}への取組強化による資金供給の円滑化を図っているほか、外部機関と連携した支援活動にも取り組んでおります。

外部機関との連携

事業再生支援にあたっては、中小企業活性化協議会や株式会社地域経済活性化支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の外部専門家や外部機関、他の金融機関、信用保証協会、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」との連携も強化しております。

また、株式会社地域経済活性化支援機構と「特定専門家派遣」に関する契約を締結しており、より実効性の高い経営改善や事業再生支援活動を行える体制としております。

^{*1} 当行の定めるサステナブル分野

対象分野：研究開発、環境、エネルギー事業、医療・介護・健康関連、保育・育児事業、高齢者向け事業、観光事業、農林水産業・農商工連携事業、防災対策事業、食料品加工・製造関連事業、起業・事業再編、デジタル・クリエイティブ事業、カーボンニュートラル(脱炭素)事業

中小企業の経営支援に関する取組状況



地域のお客さまとのリレーション

地域へのコミットメント・地域とのリレーション

当行の主要営業基盤である高知県において「ブロック・エリア制^{※2}」を導入しており、営業店と本部が連携して、地域と協働しながら地域経済の活性化に積極的に貢献できるよう取り組んでおります。

※2 ブロック・エリア制
当行の高知県内営業店における店舗間連携の強化や機能特化に向けた営業態勢高知県産業振興計画の地域アクションプランに準じて、高知県内を7つのエリアに区分し、さらに高知市内を7つのブロックに区分して、各地域の特性に応じた本支店が一体となって地域の活性化をサポート

(単位：先)

お取引先数	2025年3月末
高知県	6,115
高知県以外の四国島内	1,212
本州	480
全お取引先	7,807

※お取引先：融資残高のある先

取引先の経営改善や成長力の強化

当行をメインバンクとしてお取引いただいている企業のうち、経営指標の改善が見られたお取引先は下記のとおりです。

	2025年3月末
メイン先数	4,733先
メイン先の融資残高	2,452億円
経営指標が改善した先	2,828先

ライフステージ共通の本業支援の取り組み

お取引先のライフステージや、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めたうえで、産学官・外部機関との連携による最適なソリューションを提供し、お取引先の成長・発展・改善に向けて取り組んでおります。また、原材料の高騰や経済変動等による影響を受けられた地域の皆さまをサポートするため、全営業店に相談窓口を設置しているほか、事業者の皆さまの資金繰り支援や、住宅ローンをご利用のお客さまのご相談にも真摯に対応しております。

人材紹介事業

営業店エリアの人口減少問題に向き合うため、事業性評価を通じてお取引先企業の人材ニーズを見極め、経営課題の解決をサポートすることを目的に2021年4月から人材紹介業務を取り扱っております。

当行の人材紹介事業は、民間の職業紹介事業者をはじめとして、産業雇用安定センターや高知県プロフェッショナル人材戦略拠点などの公的な職業紹介機関との連携や、当行独自のOB人材紹介業務を通じて、「経営幹部」「管理職」など企業活動の中心を担う中核人材を主体に人材紹介を行っております。また、2024年から外国人技能実習生を紹介する監理団体と業務提携を行い、外国人材の採用に関するアドバイスを行っております。紹介する人材の働き方については、常勤雇用から副業・兼業のような非常勤まで、企業のニーズに沿った人材紹介ができる体制を構築しております。また、お取引先企業向けのセミナーや個別相談会を開催し、人材紹介事業者と直接相談できる機会を提供しております。

(単位：件)

人材紹介事業の相談件数	2025年3月期
	212

こうぎんSDGs経営支援サービス

法人のお取引先企業の「持続可能な開発目標 (SDGs)」への取り組みをサポートするため、2022年4月から「こうぎんSDGs経営支援サービス」を取り扱っております。

本サービスにより、SDGsへの取組状況を評価して、結果をフィードバックすることで課題を明確化し、課題に対するソリューション提案を行っております。

(単位：件)

こうぎんSDGs経営支援サービスを通じたサポート件数	2025年3月期	
	SDGs宣言書策定支援件数	SDGs関連ソリューション受付件数
	49	48

事業承継支援への取り組み

当行では、「事業承継相談サポートシート」を活用して、営業店と本部の連携活動の効率化を図っております。また、高知県事業承継・引継ぎ支援センターなどの公的支援機関や、株式会社ストライク、ブティックス株式会社、株式会社日本M&Aセンターなどの事業者と事業承継やM&Aに関するビジネスマッチング契約を締結しており、専門的で高度なスキルが要求される事案において外部機関と連携を図ることにより、事業承継に係る支援体制の強化に取り組んでおります。

(単位：件)

事業承継相談件数	2025年3月期
	140

ICTコンサルティング業務

2024年3月より地域の事業者さまのデジタル化およびDXを支援するため「ICTコンサルティング業務」の提供を行っております。本サービスは、専門知識を有するICTコンサルティング担当者がお客さまの業務プロセスにおける課題を抽出し、最適なICTツールの提案から導入、活用までを一貫してサポートしております。

本サービスの提供を通じて、業務効率化、生産性向上、デジタル人材の育成、データの有効活用など、お客さまの経営課題の解決と企業価値の向上に向けた取り組みを支援してまいります。

創業・新事業開拓の支援

創業・新事業開拓支援への取り組み

本部に業種別専門担当者を配置し、事業化に向けたアドバイスから販路開拓のサポートまで、創業時や新事業展開時の様々な課題を解決するための支援に取り組んでおります。

また、創業・新事業開拓支援を積極的に推進していくために、本部所管部等による集合研修や帯同訪問により、営業店行員の提案力向上に取り組んでおります。

(単位：先)

創業支援先	2025年3月末
創業計画の策定支援	114
創業期の取引先への融資（プロパー）	176
創業期の取引先への融資（信用保証付）	121

多様な資金調達手法の提供

中小規模事業者等の創業・新事業開拓に向けた資金供給に積極的に取り組んでおります。

創業・新事業制度融資等に加えて、「こうぎん産学連携ファンド」や「こうぎん地域協働ファンド」・「高知県発ベンチャーファンド」の活用や銀行本体からの出資等、様々なかたちで創業・新事業開拓のサポートに努めております。

コンサルティング機能の発揮

地域経済の活性化と産業の振興に貢献していくため、高知県下の高等教育機関と連携協力協定を締結し、人材の育成や研究成果等の事業化に向けた情報交換を行っております。

また、認定支援機関が関わる「ものづくり補助金」や「創業補助金」ならびに高知県等の補助金公募に関する情報を行内で共有し、お取引先等に情報を提供していくとともに、各種補助金や制度融資などの有効活用に関する提案や申請手続きなどのサポートを積極的に行っております。

こうぎん産学連携ファンド

高知県内の大学等が保有する特許、研究成果等を活用し、創業・新事業の展開を目指す事業者等の支援を行うことを目的とした「こうぎん産学連携ファンド」は、高知県内の高等教育機関や高知県産学官民連携センター（通称：ココプラ）と連携を図っております。同ファンドを活用して、大学等と事業者との事業化に向けた共同研究の促進に取り組んでおります。

こうぎん地域協働ファンド

当行と当行の連結子会社であるオーシャンリース株式会社は、「こうぎん地域協働投資事業有限責任組合（通称：こうぎん地域協働ファンド）」を共同で運営し、創業や新事業展開、ベンチャー企業の支援等、地域経済の活性化や産業振興に資する事業者の育成に向けた支援に取り組んでおります。

2021年4月には、事業者の皆さまの成長支援に、より一層関与してまいりたいと考え、「こうぎん地域協働ファンド2号（ファンド総額3億円）」を設立しております。

本ファンドの活用等を通じて、地域経済の活性化に貢献してまいります。

高知県発ベンチャーファンド

当行は、国立大学法人高知大学および株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）ならびに高知大学の関連法人である一般社団法人日本アクアスペースとの協力により、「高知県発ベンチャー投資事業有限責任組合」を2022年1月に設立しております。高知大学が保有する研究シーズを活用した企業や、創業に対する経営支援に取り組み、高知県の新産業創出と地域経済の活性化に貢献してまいります。

成長段階における支援

サステナブル分野への取り組み

高知県では、「高知県産業振興計画」を策定し、高知県経済の活性化と浮揚に向け官民一体で取り組んでおります。当行は、地域金融機関として社会課題の解決に向けた事業等のサポートに資するため、同計画の主要施策等を検討のうえ、今後も成長が見込まれ、地域を特色付けている農林水産業等の特定業種を「サステナブル分野」と位置づけ、積極的に取り組んでおります。

(単位：件、百万円)

サステナブル分野への実行金額	2025年3月期	
	件数	金額
研究開発	33	3,943
環境・エネルギー事業	79	15,349
医療・介護・健康関連・保育・育児事業	134	8,632
高齢者向け事業	14	1,624
観光事業	46	2,066
農林水産業・農工商連携事業	207	3,467
防災対策事業	59	2,861
食料品加工・製造関連事業	76	2,779
起業・事業再編	49	1,663
デジタル・クリエイティブ事業	28	4,338
カーボンニュートラル（脱炭素）事業	15	2,530
合計	740	49,255

また、地域事業者の脱炭素化への移行推進やSDGsの達成に向けた取り組みをサポートするため、2023年3月から「こうぎん・グリーン・ファンド」を取り扱っております。本ファンドを活用した投融資を積極的に推進し、地域のサステナビリティ向上に貢献してまいります。

こうぎん・グリーン・ファンド	
投融資の目標（累計実行額）	2,000億円
投融資の実績（累計実行額）	827億円
取組期間	2023年3月31日から2030年3月31日まで
対象事業および資金使途	国際原則や高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づく投融資など、脱炭素化に資する事業向けの運転資金および設備資金

こうぎん地域ブランド応援融資

地域の商標や地域産業資源を活用した事業ならびに「高知県産業振興計画」の地域アクションプラン認定事業等を対象とした融資商品「こうぎん地域ブランド応援融資」や、同商品と株式会社日本政策金融公庫の制度融資をパッケージ化した「こうぎん地域活性化応援連携融資」を取り扱っております。これら商品の推進を通じて、地域産業資源を活用する事業者の皆さまをサポートしてまいります。



こうぎん農林水産応援融資

地域の一次産業の持続的な成長と中長期的な価値の向上に資するため、「こうぎん農林水産応援融資」や、同商品と株式会社日本政策金融公庫の制度融資をパッケージ化した「こうぎん農林水産応援連携融資」を取り扱っております。当行は、お取引先の事業性評価を重視した融資のご提供やコンサルティング機能を発揮して、一次産業の活性化や育成に取り組んでまいります。



イノベーション推進室を設置

お客様の事業課題の解決に向けたコンサルティング業務をより一層拡充させるため、2024年4月に地域連携ビジネスサポート部とパーソナルサポート部を統合して新設したみらいサポート部内に「イノベーション推進室」を設置しております。

当行独自のテーマ設定や業種分類に基づいた専門担当者を配置して、DX、脱炭素、土佐酒、事業継承・企業再生の4領域にフォーカスし、外部専門家および営業店と連携を図りながら、地域事業者の皆さまの商流をめぐる課題解決をサポートしてまいります。

ビジネスマッチング等への取り組み

お取引先のライフステージに応じたビジネスチャンス創出のための最適なソリューション提案に努めております。行内にビジネス情報ネットワークシステムを構築し、お取引先のニーズを共有しており、お取引先へのソリューション提案ツールとして活用しております。

お取引先の多様なニーズにお応えしていくために、外部機関との業務提携によるサポートを有効に活用し、コンサルティング機能の強化に取り組んでおります。

さらに、高度な専門知識や営業力を発揮する本部職員をビジネスアドバイザーとして主要営業拠点に配置し、営業店と連携して、事業性評価に基づく課題解決型ソリューション活動の伴走支援等に取り組んでおります。

株式会社地域商社こうちによる事業展開

当行100%出資により2022年12月に設立した地域商社事業を営む他業銀行業高度化等会社^{※3}「株式会社地域商社こうち」は、地域の人・産業・交流に着目し、生産から流通・販売に関係する事業者の皆さまとの協働に努める地域商社事業を通じて、地域とともにサステナブルな社会の実現を目指しております。なお、EC事業で運営している「まぜ南風コレクション」では、高知県産の加工食品を中心に販路開拓のサポートやテストマーケティングを行っており、販路拡大支援事業では、事業者さまに代わって商談会の設定、商品PR等のサポートの他、事業者さまの積極的な催事出店を支援しております。地域商社事業を通じて、これまでの一般的な金融業の枠組みを超えた広範なサービスやソリューションを提供してまいります。

2023年10月には高知県および高知県酒造協同組合ならびに高知県農業協同組合と「高知県内における酒米の精米事業に関する協定」を締結し、2024年4月から精米工場の運営ならびに精米事業を開始いたしました。

土佐酒の品質評価は全国的にも高く、海外向け輸出も増加傾向にあることから、同協定のもと、株式会社地域商社こうちが閉鎖されていた酒米の精米工場を引継いで再稼働させることで、県内の精米体制の再構築による好循環の実現に努めており、更なる品質の向上と、土佐酒の文化と伝統の継承を高知銀行グループがサポートしてまいります。

※3 他業銀行業高度化等会社
銀行法第16条の2第1項第15号に規定された銀行の子会社等



変わらないを あたらしく
株式会社 地域商社こうち



地域事業者の販路開拓支援

地産外商支援への取り組みの一環として、各種商談会の共催や出展支援等を通じて、お取引先の新たな販路開拓等のサポートに取り組んでおります。

2024年度は、下記のイベントを開催・支援いたしました。

イベントの名称	参加事業者数	開催時期
高知の魅力発信フェア in 高知大丸	23先	2024年5月
「食の魅力」発見商談会2024	11先	2024年6月
「こうちプレミアム現地商談会～香港向け輸出商談会」	34先	2024年10月

販路開拓支援実績	2025年3月期		
	商談会開催回数	商談実施件数	海外展開支援件数
	2回	423件	84件



担保・保証に過度に依存しない融資の促進等

事業性評価を重視し、担保や保証に過度に依存しない融資の促進に向け、本部担当者や外部講師による行内研修および勉強会などを開催して、業種別審査の目利き力向上やABL活用等への取組強化に努めております。

また、「事業性評価シート」や「経営課題共有シート」の作成・活用を通じてお取引先の事業内容に対する理解を一層深めていくとともに、営業店と本部が情報を共有して適切なソリューションを提供するなど、本業支援を積極的にサポートし、担保や保証に過度に依存しない融資につなげてまいります。

(単位：先、億円)

	2025年3月末	
	先数	融資残高
全与信先数および当該与信先の融資残高	7,807	6,301
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数および融資残高	2,772	3,563
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	35.5%	56.5%

※本表は、年度末時点の対象先数・残高を表示しております。

(単位：先)

事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数	2025年3月末
	4,464

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当行は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、適切な対応を行うべく体制を準備しており、引き続き経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合、または、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

2024年10月1日～2025年3月31日

(単位：件)

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	
$\{(①+②+③+④) / ⑤\} \times 100$	55.0%
① 新規に無保証で融資した件数	1,538
② 経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0
③ 経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0
④ 経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	3
⑤ 新規融資件数	2,802

2024年4月1日～2025年3月31日

事業承継時における保証徴求割合（4類型）	
新旧両経営者から保証徴求 = $\{⑥ / (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	0.0%
旧経営者のみから保証徴求 = $\{⑦ / (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	20.3%
新経営者のみから保証徴求 = $\{⑧ / (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	44.8%
経営者からの保証徴求なし = $\{⑨ / (⑥+⑦+⑧+⑨)\} \times 100$	35.0%
⑥ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	0
⑦ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	29
⑧ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	64
⑨ 代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	50

経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善支援への取り組み

営業店と本部が一体となり外部機関と連携したお取引先の経営改善支援、ビジネスマッチング等のコンサルティング、外部機関の活用および外部専門家との連携強化を図っております。

財務情報以外の事業の特性に着眼した「事業性評価シート」や「経営課題共有シート」を活用しているほか、財務情報を主体とした財務診断システムやローカルベンチマーク^{*4}と併せて活用し、お取引先の事業モデルの理解をより一層深めていくよう取り組んでおります。

お取引先との“face to face”の対話によりリレーションをさらに強化して、経営改善支援に積極的に取り組んでまいります。

^{*4} ローカルベンチマーク
企業の財務情報や非財務情報をもとに、経営状態を把握するためのツール

お取引先の経営改善支援に向けた取り組みに際しては、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定をサポートするとともに、その計画の実行を完遂することに重点を置いた支援活動を行っております。経営改善計画の策定等にあたっては、外部機関との連携を強化しておりますが、当行のお取引先の主体が中小企業であることから、中小企業活性化協議会を中心として連携を図りながら取り組んでおります。

(単位：先)

中小企業活性化協議会持込先数	2025年3月期
	22

お取引先への財務に関する情報提供機能強化の一環として、財務診断システムを活用した財務診断分析資料を提供しており、お取引先と問題点を共有し、経営改善に取り組んでいくための有効なツールとして積極的に活用していくよう努めております。営業店と本部は「軒先顧客管理システム」を活用し、アドバイスを行っていく態勢としております。

(単位：先)

財務診断分析資料配布先数	2025年3月期
	174

地域密着型金融の推進に係る取組実績

項目	2025年3月期
経営改善支援の取り組み (ランクアップ)	18先
経営改善計画の策定※5	66先
経営支援に係る外部支援機関との連携※6	10先
年金相談会の開催	17回
税務相談会の開催	48回
創業・新事業開拓支援	114先 3,348百万円
担保・保証に過度に依存しない融資※7	147先 12,671百万円

※5 修正計画の策定支援を行った先も含めております。

※6 経営支援に係る外部支援機関との連携には、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、地域経済活性化支援機構等を含みます。

※7 事業性評価融資、ABL、農林水産応援投資融資等を含めております。

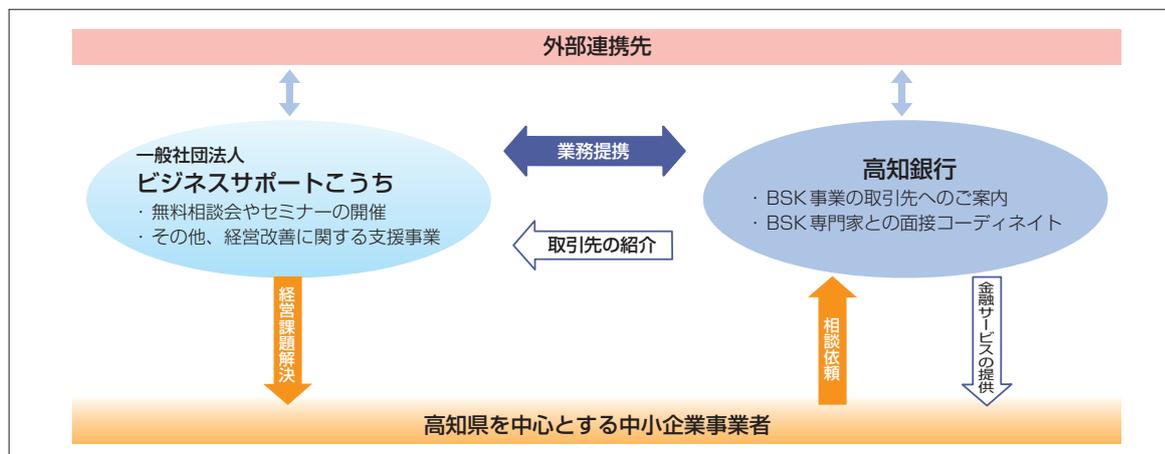
中小企業のサポートに向けた取り組み

お取引先様の様々なニーズにお応えしていくために、外部機関との連携によるお取引先向けセミナーや相談会を開催しております。

中小企業向けセミナー／相談会	共催／協力	開催時期
経理業務のコスト削減・業務効率化セミナー	株式会社ココペリ	2024年6月
経理担当者のためのExcel活用セミナー	株式会社ココペリ	2024年6月
業務が楽になる！ファイル管理のコツ	株式会社ココペリ	2024年7月
人材紹介(副業・兼業) お客さまセミナー	パーソルキャリア株式会社	2024年7月
事業承継・相続対策セミナー	一般社団法人ビジネスサポートこうち 幡多信用金庫	2024年9月
副業プロ人材活用個別相談会	パーソルキャリア株式会社	2024年12月
コレクティブインパクトリーダー～5G・IoTデザインガール～in高知	株式会社incri	2025年2月
経営力強化セミナー	税理士法人刈谷&パートナーズ	2025年3月

「ビジネスサポートこうち」との連携

当行が設立段階から深く関わり2018年3月に高知県内土業専門家等で設立された一般社団法人ビジネスサポートこうちと「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、セミナーや相談会等の様々な連携活動を行っております。同法人と連携・協力して地域事業者の皆さまの課題解決に向けサポートしてまいります。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた地域の皆さまへの対応

金融仲介機能を最大限に発揮し、お客さまの資金繰り改善などのサポートを継続してまいります。

地域の活性化に関する取組状況(地域の面的再生への積極的な取り組み)



地方創生への取り組み

高知県と「業務連携・協力に関する包括協定」を2012年1月に締結し、様々な連携を行っており、「高知県産業振興計画」における地域アクションプランにも積極的に関与しております。県内7地域における地域アクションプランの各事業に対し、みらいサポート部と各エリアの営業店が連携し、高知県が各地域に配置している地域産業振興監等とのリレーションを図りながら、様々な事業に積極的に関与しております。

また、高知県内の10市町と「地域再生・活性化支援に関する連携・協力協定」を締結し、各地域の地方創生に向けた様々な取り組みを支援しており、営業店と本部が連携・協力して当行が持つ情報やノウハウ等を提供するなど、地域経済活性化のサポートに向けた取り組みを行っております。

○「地域再生・活性化支援に関する連携・協力協定」締結先

高知市、土佐清水市、梶原町、大豊町、奈半利町、黒潮町、須崎市、四万十町、室戸市、四万十市

高知県内高等教育機関等との連携

高知県内の高等教育機関4校(高知大学、高知工業高等専門学校、高知県立大学、高知工科大学)と「産学連携協力協定」を締結しており、各機関の得意分野を活かした人財の育成、技術相談などを通じて、地域の発展に貢献できるよう様々な取り組みを実践しております。

さらに、産学官連携強化のため、2015年4月に開設された「高知県産学官民連携センター(通称:ココブラ)」等との連携をより一層強化し、次代の地域産業を担う人財の育成、各機関の研究成果等の情報交換や支援などに取り組んでおります。

シーズ発表会を開催

高知工業高等専門学校が保有する研究技術(シーズ)を県内事業者を紹介し、共同研究や事業化への発展につなげていくことを目的とした「シーズ発表会」を、継続的に開催しております。商品化に向け企業との共同開発が進展している案件もあるなど、情報交換や技術相談の場として高い評価をいただいております。



産学連携による地域教育活動

地域の子どもたちを対象とした金融教室や各種セミナーを開催しているほか、高知大学との共催による「こどもサッカー教室」なども継続的に開催しております。これらの活動を通じて、次世代育成支援や地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。



人財の育成

お取引先の本業支援の基本となる事業性評価に欠かせない専門知識を持つ人財を育成するために、各種「外部セミナー」「行内研修」「自主参加型休日セミナー」を開催するなど、人財育成に努めております。

また、行員の資格取得を推奨しており、なかでも下記の資格については重点的に取得を推奨し、行員のスキルアップに努めております。さらに、農業・林業・水産業の各経営アドバイザー資格を取得した行員を高知県内6エリアに配置するなど、農林水産業の経営に関するニーズに的確に対応できるよう体制整備に取り組んでおります。

お取引先の本業支援に関する研修	2025年3月期
研修実施回数	32回
参加者数	617人

(単位：人)

主要な資格の取得者数	2025年3月期
上級農業経営アドバイザー	1
農業経営アドバイザー	28
林業経営アドバイザー	12
水産業経営アドバイザー	8
動産評価アドバイザー	32
M&Aシニアエキスパート	84

地域やお取引先に対する積極的な情報発信

お客さま向けの各種相談会や、セミナー等を継続的に開催しているほか、当行の地域密着型金融に対する取組状況等につきまして、分かりやすい形で情報発信し、地域やお取引先の皆さまの信頼にお応えできるよう努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの状況

役員 (2025年6月30日現在)



取締役会長
(代表取締役) **海 治 勝 彦**



取締役頭取
(代表取締役) **河 合 祐 子**

常務取締役	吉 村 卓 浩	取締役	松 尾 晋 次 (非常勤)
常務取締役	深 見 英 治	常勤監査役	山 田 浩
常務取締役	寺 川 智 文	常勤監査役	苅 谷 正 人
取締役	石 田 恵 美 (非常勤)	監査役	梅 田 昭 彦 (非常勤)
取締役	衛 藤 公 洋 (非常勤)		

- (注) 1. 取締役石田恵美、衛藤公洋および松尾晋次は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査役山田浩および梅田昭彦は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 取締役頭取河合祐子は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行っております。
 4. 取締役石田恵美は、婚姻により、戸籍の氏を矢野姓へ変更いたしました。旧姓の石田にて業務を行っております。

スキル・マトリックス

取締役および監査役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

社内取締役・社内監査役

氏名	地位	スキル区分						
		企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
海治勝彦	取締役会長	○	○	○	○		○	○
河合祐子	取締役頭取	○	○	○	○	○	○	○
吉村卓浩	常務取締役	○	○	○			○	○
深見英治	常務取締役	○			○		○	
寺川智文	常務取締役	○	○	○			○	
苅谷正人	監査役		○	○	○		○	

社外取締役・社外監査役

氏名	地位	スキル区分				
		企業経営	企業法務	リスク管理	財務会計	地域行政・ 経済
石田恵美	取締役		○	○	○	
衛藤公洋	取締役	○		○		○
松尾晋次	取締役	○				○
山田 浩	監査役			○		○
梅田昭彦	監査役	○			○	

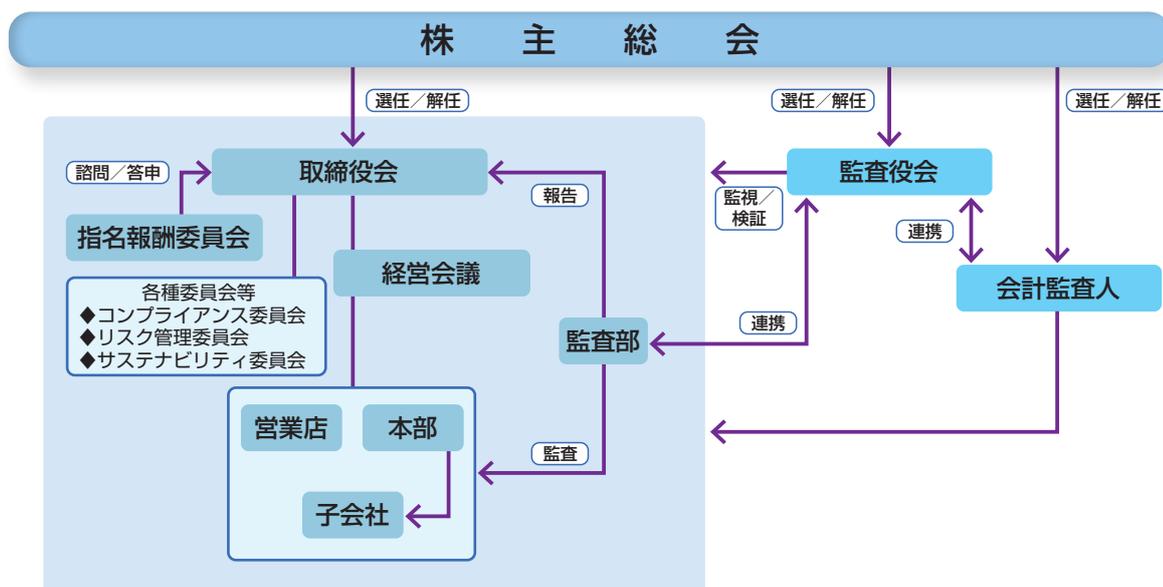
当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

- 株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- 地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- 取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

高知銀行グループでは、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウントビリティとディスクロージャーの強化によって、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、同時にコンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、一層強靱な経営体質を築くよう努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図



取締役会

当行の取締役会は、2025年6月30日現在、取締役8名で構成しております。このうち3名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。取締役会は、毎月1回以上開催することとしております。

経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定および経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役および経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役および執行役員をもって構成しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、2025年6月30日現在の体制は、常勤2名、非常勤1名の計3名で、このうち2名(常勤1名、非常勤1名)は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを1名配置しております。また、当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月1回開催することとしております。

指名報酬委員会

指名報酬委員会は、2025年6月30日現在、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者等の指名および報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。

会計監査人の氏名または名称

当行が、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく財務諸表の監査を受けている監査人は有限責任あずさ監査法人です。

内部統制システムに関する基本的な考え方

1. 取締役および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
 - (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各都店の都店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況および評価等についてコンプライアンス委員会および取締役会へ報告する。
 - (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
 - (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや休暇取得等の職場離脱制度を実施する。
 - (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
 - (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
 - (9) 監査部は各都店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
 - (10) 監査役は、取締役および職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
 - (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存および管理する。
 - (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定め
- リスクを統一的に管理する。
 - (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統一的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認められた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
 - (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
 - (4) リスク管理プログラムならびに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
 - (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
 - (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
 - (7) 地震の発生や感染症の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役および職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部および営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
 - (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
 - (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。
5. 次に掲げる体制その他の当行および当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統一的に管理する。
 - ・ 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当

- 行ならびに子会社各社で業務継続計画 (BCP) を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 子会社においても、業務の決定および執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ・ 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等および職員等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ・ 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。
7. 前号の職員の取締役からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- (2) 監査役を補助する常勤者の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役および職員等が監査役に報告をするための体制
- ・ 当行の取締役および職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて役員等(退職後1年以内の者を含む)が監査役に通報できる制度を定める。
 - ・ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役員等に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役および職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の役員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役員等(退職後1年以内の者を含む)が当行監査役に通報できる制度を定める。
9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- (6) 監査役および監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。
- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部署の部長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等をもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針(コンプライアンスポリシー)」を徹底しております。

また、役職員一人ひとりが社会人としての良識をもち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本方針としております。

コンプライアンス体制

当行では、各店舗の長をコンプライアンス責任者に、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、部店内における法令等遵守状況の第一次チェックを行っております。

第一次チェックの結果は、コンプライアンス統括部が二次的に検証しております。また、部店サポート部が事務手続きの検査を行い、監査部が業務運営に関する監査を行っており、これらの検証結果を受けて、各業務所管部が連携し、問題部店に対する業務改善の指導等を行っております。

さらに、コンプライアンス統括部が、業務運営におけるコンプライアンスの徹底状況をモニタリングし、問題事案に関しては所管部に対し実態の調査や是正指導等を行うとともに、重要事項についてはコンプライアンス統括部担当取締役を長とするコンプライアンス委員会で審議したうえで取締役会等に付議・報告する体制としております。

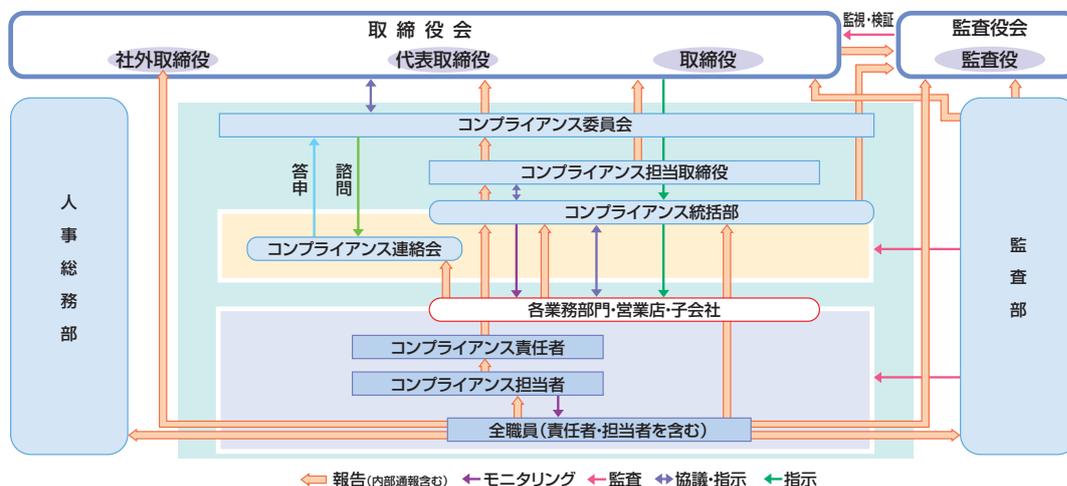
こうした体制を監査部が検証し、状況に応じて改善勧告が取締役会等に対し行われ、監査役会が経営全般に関する内部統制機能を監査し、アドバイスを行っております。

コンプライアンス委員会は、委員長をコンプライアンス統括部担当取締役、委員をその他の常勤取締役と5部長で構成しており、当行が法令等を遵守するとともに、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、審議を行い、または決議しております。

コンプライアンス委員会は原則3カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

コンプライアンス体制図

(2025年4月現在)



コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するために、業務場面での具体的な行動指針等を示した「コンプライアンス・マニュアル」と役職員に配布している携帯用の「コンプライアンスチェックカード」により、研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、各店舗において、さらなるコンプライアンスマインドの醸成を図るため、業務遂行にあたっては特に留意すべき法令やルール等の遵守状況を問う「コンプライアンス・チェックシート」の回答に基づき、コンプライアンス統括部がモニタリングを行っております。

これらのコンプライアンス体制整備や周知徹底に係る計画は、年度ごとにコンプライアンス委員会で審議を経て、取締役会が決議のうえ、「コンプライアンス・プログラム」として定めております。また、本プログラムの進捗状況も取締役会等が検証し、内部統制の実効性を確保しております。

反社会的勢力への対応

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、全行をあげて反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取り組みを推進しております。

また、反社会的勢力への対応をホームページで公開し、更なる周知を図っております。このほか、反社会的勢力への対応を統括する部署を設置するとともに、外部関係機関との連携を密にするなど、態勢を整備しております。

内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けております。併せて、公益通報者保護法（不利益処分禁止・報復禁止・プライバシー確保等）を踏まえた「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の実効性の確保に努めております。

マネー・ローンドリング等防止に向けた取り組み

当行は、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策および経済制裁措置への対策ならびに大量破壊兵器等に関与する者への拡散金融の対策を、経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスクベース・アプローチ」の手法を用いて、マネー・ローンドリングおよびテロ資金供与対策の高度化に取り組んでおります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

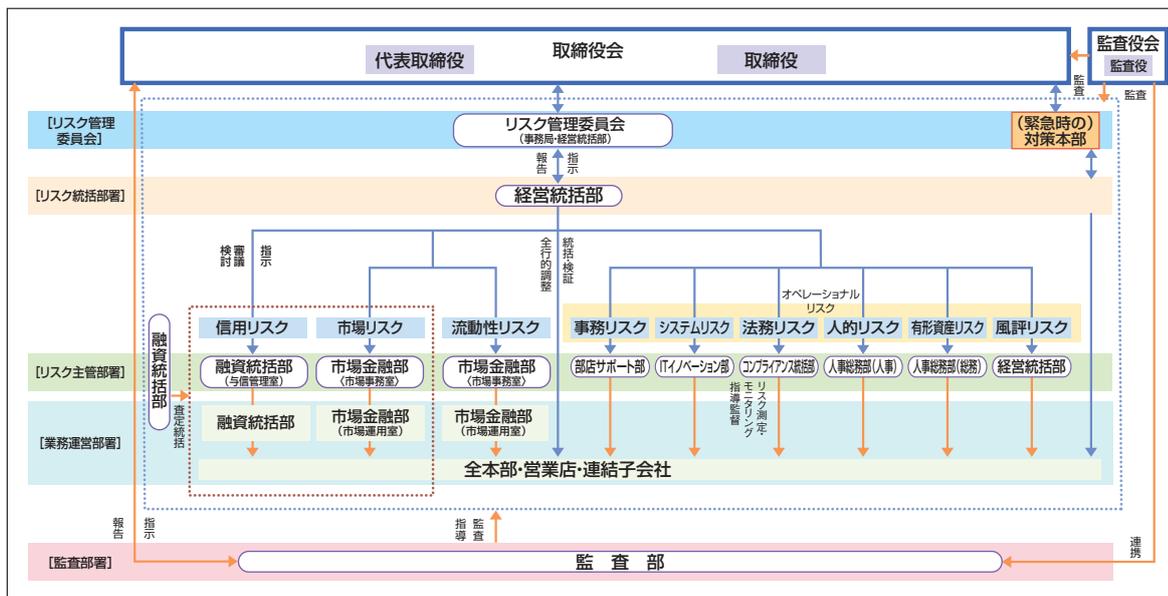
金融情報技術の発達に伴い、金融機関が抱えるリスクも多種多様化しております。こうしたなか、銀行が経営の健全性を確保しながら収益性の向上を図っていくためには、様々なリスクを的確に把握し、適切にマネジメントすることが不可欠です。

当行グループでは、リスク管理体制の強化・充実を経営の最重要課題であると認識しており、取締役会等の指示のもとで、「リスク管理方針」を制定し、さらに信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクの管理規定やリスク毎の年度管理プログラム等を定め、リスク管理委員会やリスク主管部が中心となって、リスク管理に取り組んでおります。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを計量化することにより、経営体力の範囲内で適切にリスクをコントロールする統合的リスク管理を実践しており、今後もリスク管理の実効性向上に努めてまいります。

また、「BCP（業務継続計画）」を定めることにより、地震の発生や感染症の拡大時等においても、金融システムの機能維持に必要な業務を継続するための体制を整備しております。

※本項におきまして、各種リスクの管理体制に加え、自己資本比率規制第3の柱（市場規律）（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号））に基づく「定性的な開示事項」について記載しております。

主要なリスクの管理体制概要図



自己資本管理

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しております。

また、自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

自己資本の構成および自己資本比率につきましては、資料編の4ページと21ページをご覧ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含みます）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行うことにより、信用リスクの分散にも留意しております。

審査部門は債務者の財務状況、資金使途、返済財源や返済計画等の的確な把握に努め、審査および管理を行っております。自己査定は随時実施し、債務者の信用状況把握に努めております。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理室が経営陣に報告しております。

当行では、信用格付制度を導入しております。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に、本格付を利用しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理室が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポートフォリオ管理に努めているほか、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

自己査定、償却・引当

当行では、自己査定基準を定め、貸出金等保有する全ての資産について、回収の可能性などに応じて自己査定を行っております。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を利用することにより、信用変化の都度査定する随時査定方式を採用しており、一次査定を営業店が、二次査定を融資統括部が行っております。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理室がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が自己査定体制の監査を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。計画要注意先については、経営改善支援を強化するため2020年度に見積もり方法を変更のうえ引当金を積み増したほか、2021年度には、将来の信用リスクに備えて正常先およびその他要注意先ならびに破綻懸念先の見積もり方法についても変更し、引当金を積み増しております。「破綻懸念先」に該当する債権については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しております。なお、「要管理先」「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトを算出する際に使用する格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インバスターズ・サービス（Moody's）の3社を採用しており、国内法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCR、Moody'sを適用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な審査を行った上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をお願いすることがあります。担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証には、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および債務者の親会社による保証等があります。また、与信行為を行う際に遵守すべき基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種類、担保の評価方法、掛目および不動産等の定期的な評価の洗い替え等に関する規定を定めております。

預金との相殺を行う与信取引としては、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等があり、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、また、貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った限度額を設定し、管理しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、証券化商品への投資は市場金融部で実施しております。そのためのリスクを認識し、評価・計測等のモニタリングを行い、担当取締役等経営陣への報告を行う態勢としております。

また、当行以外がオリジネーターとなっている証券化商品を投資家として保有することがあり、その場合「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正に会計処理を行うこととしております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は「外部格付準拠方式」ならびに「標準的手法準拠方式」により算出しており、リスク・ウェイト判定には、R&I、JCR、Moody'sの3つの適格格付機関を利用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」を採用しており、対象取引は派生商品取引です。

■CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、派生商品取引における取引相手の信用力の変化により時価が変動するリスクをいいます。当行は、四半期ごとにCVAリスクの算定を行い、その変動をモニタリングしております。なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含みます）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクに分けられます。

当行では、リスク管理部門において、下記の金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測し、また、ストレステストを行うことにより、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行の自己資本に与える影響について試算しております。

リスク管理部門は、市場リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の一定範囲内に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価およびバリュエーション・アット・リスク (VaR) によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしております。

不動産投資法人への出資およびこれに類する出資のうち、上場REITについては株式等エクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当行は、安定的な収益を確保していくため、市場金利が変動することによって保有する資産・負債等の経済価値に及ぼす影響をモニタリングしつつ、金利リスクをはじめとする各種リスクの適切なコントロールに努めております。

銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book)については、月次計測しリスク統括部署である経営統括部がモニタリングするとともに、リスク管理委員会に報告し厳正な管理に努めております。

○リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

ΔEVEについては、自己資本の一定割合を超過することがないように基準を設けて管理しております。

○金利リスク計測の頻度

IRRBBはリスク統括部署である経営統括部が毎月末日を基準日として計測しております。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

△EVEが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大であると認識した場合には、当該有価証券の売却や金利スワップを活用することなどによってリスクを削減いたします。

■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIならびに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・ 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、3.13年です。
- ・ 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。
- ・ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等) およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデル(内部モデル)を使用して将来の預金残高を推計し実質的な満期を計測しております。
なお、コア預金の内部モデルは預金残高の流出および滞留と金利更改の2つのモデルを使用して平均残存年限を算出しております。
- ・ 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還率および定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める前提を使用しております。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
金利リスクの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、全通貨間の合算にあたり相関は考慮しておりません。
- ・ スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮しておりません。
- ・ 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2025年3月末の△EVEは8,307百万円(前期末比△1,161百万円)となっております。
なお、同月末の△NIIは314百万円(前期末比7百万円)となっております。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
△EVEは、コア資本の20%以内で推移しており、金利リスクとして問題のない水準であるものと認識しております。

○銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
当行では、IRRBB以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量可能なリスクについて、100ベース・ポイント・バリュー(100BPV)^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュー・アット・リスク(VaR)^(注3)などの計測手法を用いて計量化しております。^(注4)
(注1) 100BPV … 金利が1%変化した場合の現在価値の変化額
(注2) ギャップ分析 … 資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集計して、そのギャップを分析する方法
(注3) VaR … 一定の確率の下での予想最大損失額
(注4) 金利リスクの算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味
VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間120営業日、信頼区間片側99.0%によりリスク量を計測しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行の流動性リスクの主管部である市場金融部は、資金繰り部門(市場運用室)と事務処理およびリスク管理の担当部門(市場事務室)を分離することにより、牽制機能が働く体制としております。市場金融部は、リスクの分析結果を定期的に取り締役およびリスク管理委員会に報告しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに分けて管理し、それぞれのリスクを統括する部店サポート部、ITイノベーション部、コンプライアンス統括部、人事総務部、経営統括部がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等に加え、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

銀行業務の多様化や、ネットワーク取引の増加等により、システム障害が社会生活に与える影響はますます大きくなっております。

当行では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに則ってシステムリスクに対応する体制としており、システムの安全かつ安定した稼働に万全を期しております。

法務リスク管理

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約締結の不備といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。

銀行の業務の多様化やそれに伴う新たな金融ルールの制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでおります。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定め、コンプライアンス統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営における不公平、不公正、差別的行為ならびに役職員の不祥事故等から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当行では、職員等に対する面談の実施や職員等の勤務時間、休暇取得状況などの確認を通じて、人事管理上のリスク発生の未然防止に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害やその他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

当行では、強盗や交通事故などによる被害に備えた訓練の実施、建物の耐震対策等の強化、必要なセキュリティ対策の導入など、適切な措置を講じることでリスクの管理と抑制に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し、損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、伝達媒体を通じて風評情報について定期的にモニタリングを実施しており、また、風評リスクへの対応方法を定めることにより、リスク発生の予防等に努めております。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスクについて審議・検証を行っております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「標準的計測手法」を採用しております。「標準的計測手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための手法であり、BIC（事業規模要素）の額にILM（内部損失乗数）を乗じて得た額をもとに算出するものです。

なお、BICの額は自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BI（事業規模指標）に、BIの額に応じて定める掛け目を乗じて算出しております。

■BIの算出方法

BIの額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SC、FCの額は自己資本比率告示第305条第2項に基づき算出しております。

■ILMの算出方法

ILMは、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無該当ありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

自己資本の充実の状況に関する「定量的な開示事項」につきましては、資料編のP.44～P.55をご覧ください。

業務のご案内

主要な業務内容

預金業務

●預金

当座預金、普通預金（決済用預金含む）、貯蓄預金（*）、通知預金、定期預金、定期積金（*）、別段預金、納税準備預金（*）、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。

（*）2023年5月2日をもって新規申込を終了させていただいております。

●譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

●手形割引

銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び電子記録債権の割引を取り扱っております。

商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託業務、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

ソリューション業務

提案型営業として、ビジネスマッチング、海外展開・技術相談支援等を通じた販路・販売拡大、事業承継支援・M & A、各種セミナーの開催等を行っております。

附帯業務

●代理業務

- ・日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公共債元利金の支払代理業務
- ・日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- ・信託代理店業務

●保護預り及び貸金庫業務

●有価証券の貸付

●債務の保証（支払承諾）

●公共債の引受

●国債等公共債及び投資信託の窓口販売

●損害保険の窓口販売

●生命保険の窓口販売

●コマーシャル・ペーパー等の取扱

●全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の取扱

●金融商品仲介業務

●確定拠出年金受付業務

ご相談窓口

お客さま相談室…銀行への苦情や要望をお気軽に

こうぎんでは、お客さまからの苦情、ご要望や個人情報に関するご相談にお応えするため、「お客さま相談室」を設置しております。

銀行業務に関してお困りのことや、こうぎんへのご意見、ご要望がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

○お客さま相談室 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-871-1187

当行が契約している銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先	全国銀行協会相談室
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772



経営のご相談…力を合わせて

こうぎんでは、ご融資先の中小企業の皆さまに、経営に関するご相談や財務分析資料などの情報を提供しております。

○融資統括部 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-822-9311（代表）

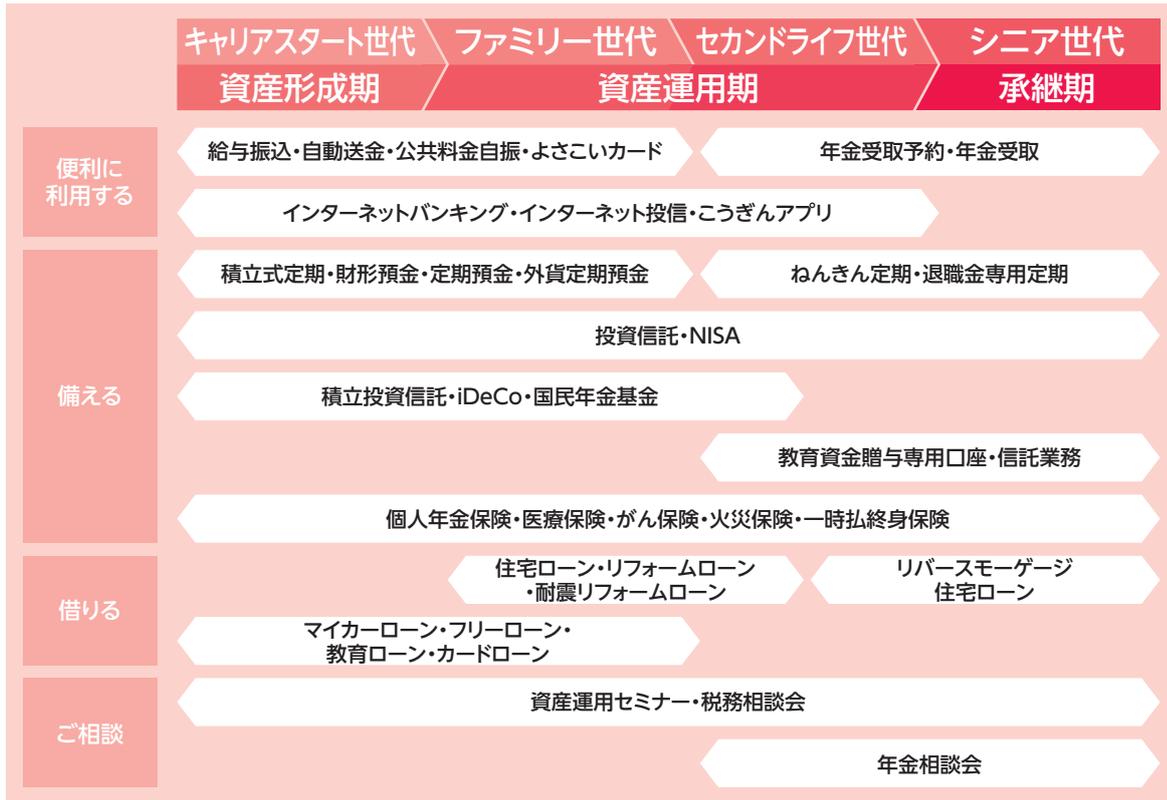
相談窓口…地域金融の円滑化に向けて

こうぎんでは、中小企業や個人事業主の皆さまの資金調達や借入金のご返済に関するご相談、および個人のお客さまの住宅資金借入れのご返済に関するご相談等を承っております。

この窓口は下記のとおり設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

	設置場所	受付時間	電話番号
銀行営業日	全営業店	9:00～15:00	-
	[電話によるご相談や苦情など] 融資統括部	9:00～17:00	0120-775-788
日曜日	こうぎんローンセンター	10:00～17:00	0120-712-362

個人のお客さまへ



金融リテラシー向上への取り組み

金融リテラシーとは、金融に関する知識や情報を正しく理解し主体的に判断することができる能力で、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくうえで欠かせない生活スキルです。金融リテラシーを身に付けるためには、「知識の習得に加え、健全な家計管理・生活設計の習慣化、金融商品の適切な利用選択に必要な着眼点等の習得、必要な場合のアドバイスの活用などが重要」と言われています。こうぎんは、お客さま向け金融セミナー等を継続的に開催しております。金融にまつわるお悩みごと、お気軽にこうぎんへご相談ください。

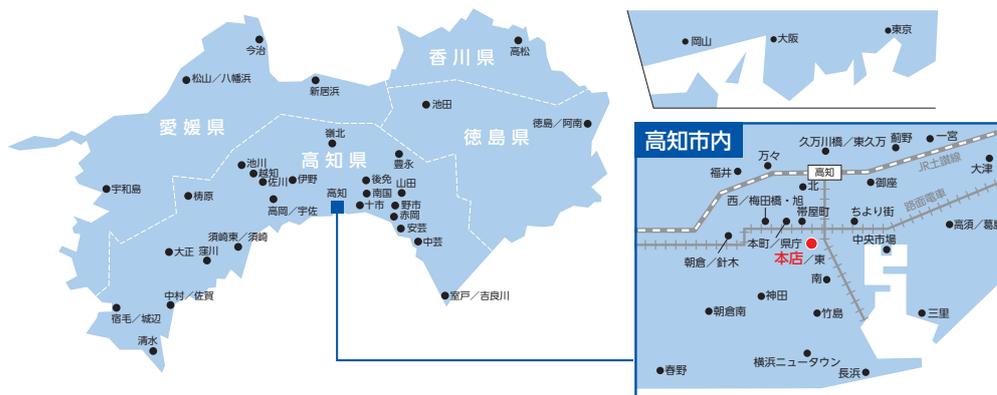
	2025年3月期
お客さま向けセミナー等の開催数※1	331回
行員向け研修参加者数※2	3,898名

※1 iDeCo等の資産形成に関するセミナー、資産運用セミナー、相続関連のセミナー、年金相談会、税務相談会等の開催数合計です。
 ※2 行内研修、外部研修、自主参加型セミナーの受講者数（延べ）合計です。

ネットワーク

店舗ネットワーク

2025年6月30日現在



移動金融車

お客様の利便性向上と災害発生時に備えることを目的として、銀行窓口機能とATMなどを備えた移動金融車を導入しております。



ローンセンター・プラザ

こうぎんローンセンター

こうぎんローンセンターでは、住宅ローンや各種ローンおよび住宅金融支援機構に関する皆さまのご相談、お申込みを承っております。

また、日曜日には、中小企業の皆さま等の資金繰り等に関する休日相談窓口も設置しております。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ 0120-712-362

高知市堺町5-15 (高知銀行本店南側)
 営業日・営業時間
 平日 午前10:00～午後7:00
 日曜日 午前10:00～午後5:00
 ※日曜日が祝日の場合も営業いたします。
 ※休業日: 土曜日、日曜日以外の祝日、年末年始、5月の連休

こうぎんプラザ

こうぎん相続&暮らしのサポートプラザ・こうぎん久万川橋プラザ・旭コンサルティングプラザでは、各種ローンや資産運用等に関するご相談、お申込みを承っております。

お客様の立場にたって、様々な商品の中からお客様のライフステージに適したプランをご提案いたします。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ 0120-077-085

こうぎん 相続&暮らしのサポートプラザ
 高知市帯屋町二丁目2-14 OKAMURA帯屋町ビル3階
 営業日・営業時間
 平日 午前10:30～午後7:00
 ※休業日: 土日祝日、年末年始、5月の連休

お問い合わせ 0120-501-235

こうぎん 久万川橋プラザ
 高知市塩田町12-3 (高知銀行久万川橋支店北隣)
 営業日・営業時間
 平日 午前 9:00～午後5:00
 土日祝日 午前10:00～午後5:00
 ※休業日: 年末年始、5月の連休

お問い合わせ 0120-007-115

旭コンサルティングプラザ
 高知市旭町三丁目92
 営業日・営業時間
 平日 午前10:00～午後6:00
 ※休業日: 土日祝日、年末年始、5月の連休

ネットワーク

店舗一覽(2025年6月30日現在)

店番	店名	住所	電話番号
高知県 (59店舗)			
高知市 (31店舗)			
1	本店営業部	高知市堺町2番24号	088-822-9311
2	東支店	高知市堺町2番24号 高知銀行本店営業部内	088-822-9311
3	西支店	高知市上町五丁目3番3号	088-822-8163
63	旭支店	高知市上町五丁目3番3号 高知銀行西支店内	088-822-8163
70	梅田橋支店	高知市上町五丁目3番3号 高知銀行西支店内	088-822-8163
4	南支店	高知市榑橋通二丁目12番8号	088-831-5261
5	北支店	高知市北本町一丁目13番7号	088-822-5257
6	本町支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内	088-822-5251
89	県庁支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内 高知銀行本町支店内	088-822-0118
7	ちより街支店	高知市知南町二丁目1番37号 ちより街テラス2F	088-882-5124
8	中央市場支店	高知市弘化台12番12号	088-882-4880
9	朝倉支店	高知市鶴部高町5番11号	088-844-2704
82	針木支店	高知市鶴部高町5番11号 高知銀行朝倉支店内	088-844-2704
10	長浜支店	高知市長浜796番1	088-842-2281
56	万々支店	高知市東久万192番地1	088-875-7201
57	久万川橋支店	高知市塩田町12番3号	088-875-6251
75	東久万支店	高知市塩田町12番3号 高知銀行久万川橋支店内	088-875-6251
58	高須支店	高知市高須三丁目3番35号	088-882-8115
77	葛島支店	高知市高須三丁目3番35号 高知銀行高須支店内	088-882-8115
59	一宮支店	高知市一宮中町一丁目8番7号	088-845-5111
61	竹島支店	高知市竹島町3番地1	088-831-7121
62	帯屋町支店	高知市帯屋町一丁目9番12号	088-824-6711
64	福井支店	高知市福井町558番地	088-825-2911
65	三里支店	高知市仁井田1902番地	088-847-5341
66	大津支店	高知市大津乙1236番地1	088-866-4005
67	薮野支店	高知市薮野西町三丁目18番3号	088-845-9050
69	朝倉南支店	高知市朝倉南町6番8号	088-844-5421
73	神田支店	高知市神田1007番地3	088-831-8220
78	春野支店	高知市春野町弘岡中1645番地1	088-894-2888
80	御座支店	高知市南御座10番31号	088-882-8411
83	横浜二丁目 クラフ支店	高知市横浜新町三丁目312番地	088-842-4411
室戸市 (2店舗)			
13	室戸支店	室戸市浮津794番地2	0887-22-1520
14	吉良川支店	室戸市浮津794番地2 高知銀行室戸支店内	0887-22-1520
安芸郡 (1店舗)			
53	中芸支店	安芸郡奈半利町乙1645番	0887-38-4905
安芸市 (1店舗)			
16	安芸支店	安芸市本町二丁目1番11号	0887-35-3141
香南市 (2店舗)			
17	赤岡支店	香南市赤岡町横町ノ西474番1	0887-55-3101
72	野市支店	香南市野市町西野2706番地11	0887-56-2105
香美市 (1店舗)			
19	山田支店	香美市土佐山田町西本町三丁目2番2号	0887-52-2171
南国市 (3店舗)			
20	後免支店	南国市後免町一丁目8番34号	088-863-2155
68	南国支店	南国市大埔甲1445番地	088-864-0551
85	十市支店	南国市緑ヶ丘二丁目1703番地	088-865-5900
長岡郡 (1店舗)			
21	豊永支店	長岡郡大豊町東土屋218番地4	0887-75-0231
土佐郡 (1店舗)			
23	嶺北支店	土佐郡土佐町田井字舞田1447番地	0887-82-0461
吾川郡 (2店舗)			
25	伊野支店	吾川郡いの町新町80番	088-892-1262
31	池川支店	吾川郡仁淀川町土居甲1020番地	0889-34-2316

店番	店名	住所	電話番号
土佐市 (2店舗)			
27	高岡支店	土佐市高岡町甲1879番地3	088-852-1131
28	宇佐支店	土佐市高岡町甲1879番地3 高知銀行高岡支店内	088-852-1131
高岡郡 (5店舗)			
29	佐川支店	高岡郡佐川町字西町甲1514番地	0889-22-1151
30	越知支店	高岡郡越知町越知甲1479番地2	0889-26-1151
※	横原支店	高岡郡横原町横原1444番地1	0889-65-0186
34	窪川支店	高岡郡四万十町茂串町1番31号	0880-22-1261
35	大正支店	高岡郡四万十町大正380番地	0880-27-0341
須崎市 (2店舗)			
79	須崎東支店	須崎市緑町1番35号	0889-43-1112
32	須崎支店	須崎市緑町1番35号 高知銀行須崎東支店内	0889-43-1112
四万十市 (2店舗)			
37	中村支店	四万十市中村一条通一丁目54番地	0880-34-3161
36	佐賀支店	四万十市中村一条通一丁目54番地 高知銀行中村支店内	0880-34-3161
土佐清水市 (1店舗)			
38	清水支店	土佐清水市清水ヶ丘5番15号	0880-82-0350
宿毛市 (2店舗)			
86	宿毛支店	宿毛市宿毛5376番地2	0880-63-0770
45	城辺支店	宿毛市宿毛5376番地2 高知銀行宿毛支店内	0880-63-0770
徳島県 (3店舗)			
40	徳島支店	徳島市東船場町二丁目32番地	088-653-6111
43	阿南支店	徳島市東船場町二丁目32番地 高知銀行徳島支店内	088-653-6111
44	池田支店	三好市池田町マチ2203番地9	0883-72-1125
愛媛県 (5店舗)			
46	宇和島支店	宇和島市新町一丁目4番3号	0895-22-5745
48	松山支店	松山市南堀端町5番地5	089-921-5101
47	八幡浜支店	松山市南堀端町5番地5 高知銀行松山支店内	089-921-5101
49	今治支店	今治市大正町二丁目4番地14	0898-32-4540
50	新居浜支店	新居浜市徳常町5番20号	0897-33-5585
香川県 (1店舗)			
51	高松支店	高松市築地町16番17	087-834-0111
岡山県 (1店舗)			
※	岡山支店	岡山市北区駅元町15番1号	086-251-3301
大阪府 (1店舗)			
※	52 大阪支店	大阪市西区北堀江一丁目1番21号	06-6531-2766
東京都 (1店舗)			
※	60 東京支店	千代田区若本町三丁目10番7号	03-3865-1781
インターネット専用支店 よさこいおきやく支店 0120-098-950			

現金自動設備 (ATM・CD) の土・日・祝日の稼働状況
 ●土曜日・日曜日・祝日の稼働店 ●土曜日の稼働店
 ※横原支店・岡山支店・大阪支店・東京支店は現金自動設備を設置しておりません。

■外国為替取扱店

店舗数

本支店	71店舗※
インターネット専用支店	1店舗

※東支店、旭支店、梅田橋支店、県庁支店、針木支店、東久万支店、葛島支店、吉良川支店、宇佐支店、須崎支店、佐賀支店、城辺支店、阿南支店、八幡浜支店はランチ・イン・ランチ方式で営業しております。
 ※ランチ・イン・ランチ方式による店舗統合後の営業拠点は57店舗です。

現金自動設備設置状況

店舗内	53カ所	99台
店舗外	116カ所	122台
合計	169カ所	221台

※移動金融車のATMは上記設置状況に含めておりません。

沿革

1930年 1月 高知無尽株式会社設立

1948年 4月 新資本金2百万円

1949年 8月 新資本金1千万円

1950年 10月 新資本金2千万円

1951年 10月 株式会社高知相互銀行に商号変更

1952年 4月 新資本金5千万円

1953年 7月 新資本金1億円

1954年 11月 新資本金2億円

1960年 10月 高知市堺町に現本社屋完成、本社移転

1961年 12月 新資本金3億円

1964年 12月 新資本金6億円

1971年 7月 新資本金12億円

1972年 5月 高知市本町に事務センター完成

1973年 12月 子会社「有限会社高財社」設立

1974年 10月 子会社「オーシャンリース株式会社」設立

1975年 7月 新資本金18億円

1975年 7月 オンライン稼働開始

1976年 3月 外国為替業務開始

1977年 1月 子会社「有限会社高財社」、株式会社組織変更

1977年 4月 子会社「株式会社高財社」株式譲受による子会社化

1978年 7月 新資本金27億円

1979年 8月 子会社「株式会社高銀ビジネス」設立

1982年 6月 「金」の窓口販売取扱開始

1983年 4月 公共債窓口販売取扱開始

1986年 6月 債券ディーリング業務取扱開始

1987年 8月 子会社「株式会社高知ジェーシービー」設立

1989年 2月 普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更

1989年 12月 新資本金52億5千万円

1995年 5月 子会社「株式会社高銀ビジネス」新資本金10百万円

1995年 6月 信託代理業務取扱開始

1995年 12月 子会社「株式会社高財社」新資本金10百万円

1996年 6月 子会社「オーシャンリース株式会社」、ベンチャーキャピタル業務開始

1997年 4月 子会社「株式会社高銀システムサービス」設立

1999年 12月 投資信託窓口販売開始

2000年 3月 新資本金113億円

2000年 12月 子会社「株式会社高知ジェーシービー」、「株式会社高知カード」に商号変更

2001年 2月 子会社「株式会社高知カード」、VISAカード業務取扱開始

2001年 4月 損害保険窓口販売開始

2002年 10月 生命保険窓口販売開始

2004年 4月 子会社「株式会社高銀ビジネス」と「株式会社高財社」が合併、存続会社を「株式会社高銀ビジネス」に

2004年 10月 子会社「株式会社高銀ビジネス」と「株式会社高銀システムサービス」が合併、存続会社を「株式会社高銀ビジネス」に

2006年 2月 新資本金120億44百万円

2006年 3月 東京証券取引所市場第二部に上場

2009年 1月 新基幹システム稼働

2009年 12月 新資本金195億44百万円

2013年 11月 東京証券取引所市場第一部に指定

2016年 4月 子会社「こうざん地域協働投資事業有限責任組合」設立

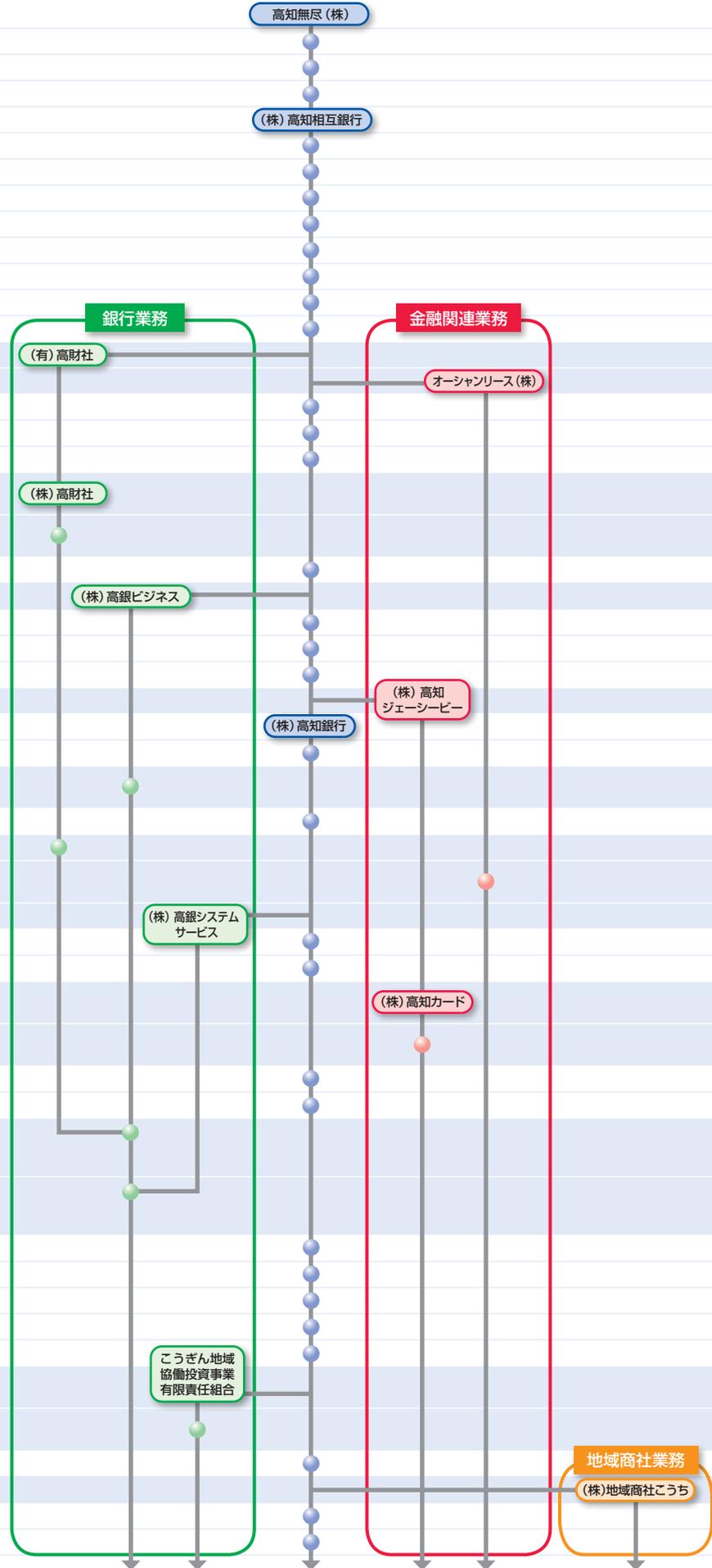
2017年 12月 子会社「こうざん地域協働投資事業有限責任組合」受入出資金6億円に増額

2022年 4月 東京証券取引所スタンダード市場へ移行

2022年 12月 子会社「株式会社地域商社こうち」設立

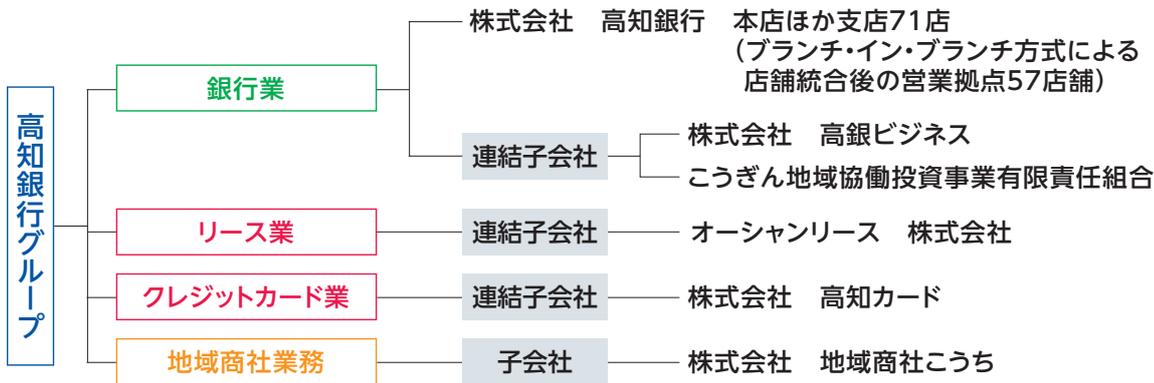
2023年 3月 新資本金229億44百万円

2023年 9月 新資本金154億44百万円



高知銀行グループ(2025年6月30日現在)

高知銀行グループは、当行および連結子会社4社ならびに子会社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、地域商社業務などの事業を行っております。



連結子会社の概要

銀行業

株式会社 高銀ビジネス

住所：高知市本町三丁目3番4号

資本金：1,000万円

設立：1979年（昭和54年）8月22日

業務：現金精査管理、用度品の調達・販売・管理、機械建物の保守警備、清掃管理業務、文書等集配、現金自動設備の保守運行管理業務

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

住所：高知市堺町2番24号 高知銀行本店内3階

受入出資金：6億円

設立：2016年（平成28年）4月1日

業務：投資業務

リース業

オーシャンリース 株式会社

住所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル3F

資本金：2,000万円

設立：1974年（昭和49年）10月1日

業務：リース業務等

<https://www.ocean-lease.jp/>

クレジットカード業

株式会社 高知カード

住所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル2F

資本金：2,000万円

設立：1987年（昭和62年）8月18日

業務：クレジットカード業務（JCB、VISA、Master）

<https://kochicard.co.jp/>

子会社の概要

地域商社業務

株式会社 地域商社こうち

住所：高知市上町五丁目4番5号

資本金：2億円

設立：2022年（令和4年）12月12日

業務：地域商社業務

<https://rc-kochi.co.jp/>

ホームページからの情報発信

こうぎんではお客さまに安心してお取引いただけるよう、ホームページで経営情報の開示や商品のご紹介、営業のご案内等、各種の情報をタイムリーに発信しております。さらに、ローンのインターネットお申し込みやインターネット投資信託、外為Webサービス等もご利用いただけます。

<https://www.kochi-bank.co.jp/>



■ 発行：2025年7月
株式会社高知銀行 経営統括部
〒780-0834 高知市堺町2番24号
TEL.088-822-9311 (代表)

<https://www.kochi-bank.co.jp/>

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。